



# C.P.I. Mates

## NO.54

2002.4.25

The Committee for Promotion to Innovate Japanese People by Educational and Cultural Contact

# C.P.I.は法人となりました

4月2日、東京都法務局に登記

法人の表記名称	特定非営利活動法人（「特活」と略す）C.P.I.教育文化交流推進委員会
主たる事務所	東京都三鷹市中原2丁目16番9号
従たる事務所	(1)東京都目黒区下目黒1丁目5番19号京王目黒マツヨリ1階106号室 (2)Mahindarama Road EtulKotte, SriJayawardanapuraKotte, Sri Lanka (3)Jl.Mampang prapatan No.15 36D, Jakarta, Indonesia
法人の目的	本会は開発途上国のうち本会の事業対象国（以下「当該国」という）における教育支援および教育開発の分野での国際協力を通じて、困窮する民衆の人間環境改善を推進し、以って自立した平和で幸せな社会づくりを行うことを目的とします。
最高議決機関	総会が最高議決機関です。議決権は、正会員にあります。
正会員	本会の目的と事業に賛同して持続的に活動を担う意思を持って入会し、総会において議決権をもつ個人または団体。
賛助会員	本会の目的に賛同し事業の発展に賛助するため入会する個人または団体。
基金会員	本会の目的及び事業に賛同し本会の事業の維持を目的として基金を設置する個人または団体
名誉会員	本会对し特に功労のあった者で総会の議決を経て推薦された者
法人の代表者	理事のすべては、法人の代表者となります。

# 設立趣旨書から

特定非営利活動法人

C.P.I.教育文化交流推進委員会

2001年6月16日開催のC.P.I.教育文化交流推進委員会・全国総会において、会員から選任された総会代議員は、真に非政治・非宗教・非営利の活動として重ねてきた私たちの活動実績と時代背景に鑑み、活動をさらに充実させるためには、海外および国内での社会的な責任を明確にすることが必要であると結論し、特定非営利活動法人設立を図る議決を行った。ここに、設立に至った趣旨を述べ、法人化にあたっての決意表明を行う。

## 活動の経緯

1979年6月21日に、小西菊文と少数の仲間たちがアジア留学生との相互理解活動を手始めに任意団体C.P.I.教育文化交流推進委員会を発足させてから、22年が経過した。

C.P.I.の基盤を現在に在らしめたのは、1985年に小西がU.スマンガラ氏（スリランカ社会民主主義共和国・当時は日本国文部省留学生・現在スリランカ有数の教育指導者）と出会い、日本初の教育里親活動を始めようと誓いあったことがきっかけである。

公益のために無私を貫く人間U.スマンガラ氏との衝撃的な出会いから始まったこの画期的な試みを「運動」として広げる毎日は、「国際社会における真の相互理解は、確かな協力者との協働活動の中で育つ」との、至極あたりまえの理念の実践に他ならなかった。日本からの奨学支援者（教育里親）と現地奨学生（教育里子）との『一人対一人の関係』での持続的人材育成への賛同の輪は徐々にではあったが確実に芽をふき、非政治・非宗教・非営利の活動として実践し続けたことが多くのジャーナリズムの賛意を生み、さらに人々の参画を得て、今のC.P.I.につながってきたと言えよう。C.P.I.の「I」は、日本人の心が、国際社会の困窮した地域にあっても「自分自身が貧しいがゆえに、社会を向上させようとする」人々に向かって開かれることを願って、「INNOVATE JAPANESE PEOPLE」と表現している。C.P.I.の理念として一貫しているのは次の4項目である。

- 人間が人間たり得る社会をつくるため、責任ある教育支援・教育開発が必要である。
- 貧困層からの社会リーダーとなる素質のある中等・高等教育過程の学生が家庭貧困の理由により学業途中で挫折する状況の解決に、優先的に取りくむ。
- すべての活動は対象国の活動協定を結んだNGOとの協働活動として行う。協働活動こそが、他の文化圏の『知』への尊敬を培かう基となる。
- 常に活動を開かれたものとし、社会への説明責任を果たす。

1986年にU.スマンガラ氏が友人M.チャンダシリ氏とともに組織したスリランカ日本教育文化センター（SLNECC）、さらに1988年にインドネシア共和国のスダルソノ・ハルジョソエカルト氏（インドネシア共和国・当時は在日インドネシア留学生協会創始者・現在内務省地方振興局長）とともに組織したインドネシア日本教育文化センター（PPKIJ）との間で始めた教育支援活動は、既に6500名以上の奨学卒業者を生むまでになり、ますます社会的責任は大きくなっている。また、これまでに多くの来日研究グループを受入れ、現地派遣による相互理解活動を毎年続けてきた結果、現地の政府や国際機関との協働による職業開発や保健衛生プロジェクト

ト等、教育開発の面での協力でも期待されている。私たちは、私たちが**組織的に卒業後の里子たちとの連帯を志向し、教育里親活動によって「国民間の信頼の根」を張ってきた結果が、こうした期待および信頼に繋がってきたことを静かに喜び、深く感謝**しなければならない。

## 時代の背景

1996年、日本政府は2015年に世界の貧困を半減させることを提案し、国連は貧困撲滅の10年運動を開始し、UNDPは具体的に10項目の指標を掲げた。しかし発展途上国においては、貧困はむしろ増大している現実である。グローバル経済の名の下に「市場の論理＝富の故に敬われる社会の絶対化」が国を越えて行なわれ、資本の蓄積は極端に先進諸国に偏り、貧困削減へ向けての先進諸国の協調路線を危うくさせかねない事態にある。この傾向は、アジアにおいて顕著である。21世紀を迎えるにあたり、地球社会規範の再構築が必要となったが、そのための手法は依然として模索の最中にある。ここにおいて、国連および各国政府は、国際協力で実績の高いNGO（非政府非営利団体）による課題発掘および取組みの手法に注目し、協働体制をとろうとする姿勢を出しつつある。その理由は、2001年6月8日の世界銀行・アジア銀行の合同ブリーフィングによれば、「よく選ばれたNGOとの協働活動が国際機関の役割の効率化に繋がることが、実際的に証明されてきた」とされている。21世紀は、信用の高い国際協力NGOが更に重視される時代といえよう。

発展途上国に対する国際協力の中で、教育協力（教育支援・教育開発）の分野は国際機関でHuman Developmentと呼ばれる活動のなかでも重要視されている。なぜなら、貧困の中にいる人々自身が自ら希望する生活を選べる社会をつくり守る主体となるには、基礎となる知恵・知識を身につけ実践的に学んでいく機会を確保する必要があるからである。教育協力を民間において担ってきたNGOは、Education For All（EFAと略称されている）の呼称で目標づけられたこの分野において担ってきた役割を認識し、さらに充実させることを求められている。C.P.I.はこの分野での役割を意識していかなければならない。

## 特定非営利活動法人の設立にあたっての決意

C.P.I.は、スリランカで88拠点4000名以上の、インドネシアで37拠点4,500名以上の教育里子および卒業生がおり、それぞれの国に教育開発の協力施設を拠点として持つに至った。持続的に会に参画してきた正会員（教育里親）および会の事業を支持している賛助会員の献身、日本国政府・相手国政府からの支援、現地協力団体の熱意、現地の数百名のボランティア地域リーダーの献身があって成し遂げられた**これまでのことに感謝を申し上げたい。**

今後、私たちは、**活動をより持続性の高いものとし、有形無形の財産をより確実に効果的に生かす**ことにより、海外および国内で大きな視野での社会的責任を果たしていきたいと思う。この決意を内外に明確にし、**より広範な人々あるいは団体の参画を得る**ために、特定非営利活動法人の設立を図ることを表明する。

2001年6月16日

## 設立代表者

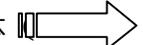
住 所 東京都三鷹市中原2丁目16番地9号

氏 名

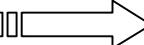
# 一人ひとりの会員の立場で「法人成立」を考える

「教育支援を行う個人の集まりの一員」から、  
「教育支援・教育開発を通じて国際協力を行う法人の会員」へ。

法人成立は、C.P.I.の教育里親活動に参画してきた私たちが勝ち取ったことを、全員で静かに喜びたいと思います。振り返ってみますと、私（小西）が1985年に周囲にこの活動の構想を語ったときは「焼け石に水」あるいは「クレーシーな発想」などと言われ、国内の協力者はまだほんのわずかでした。その後、1988年に自ら教育里親の拡大にとりかかり、「頑張っている子どもたちこそ、手を貸してあげなくては」との思いに多くの人々の共感と参画を得て15年、ついに教育里親活動が日本の公益に資する事業として認められた法人成立であります。

それだけに、柱である「教育里子が勉強を続けられるよう励ましていく活動」を大切にしなければなりません。同時に、C.P.I.の事業全体  定款第7条)の進め方、とくに一つひとつの事業の内容と資金源について、毎年しっかりと組織的に取り組みたいと思います。

また、法人となったことを機会に、「会員としての係りかた」は会員の権利または義務につながる  定款第8条～16条) ことですから、きちんと捉えていきたいものです。そして、そのような権利行使を確実にできるようにするために、事務局の体制をどうしていくかを、これから真剣に討議していきましょう。

さらに、参画する会員の拠出金品に対する国からの「課税控除」について、いまの制度内で可能なことはすべて、追求していきたいと考えます。  この件につきP11を参照

## 実行するのは人。

「組織一丸となったパワー」を外部に示しやすくなった=C.P.I.の名を用いての活動には、組織責任が重くなった=社会的な責任が増しました。しかし、実行するのは一人ひとりの「人」。個人の負担が重くなったのでは、続きません。それでは法人となった意味がありません。別な言い方をしますと、所轄庁からもC.P.I.が責任をもつ「事業」に多くの人々が参画しやすいよう、制度的に一部変える必要があるとの示唆があり、「会員としての係り」の再検討をしました。

### 『正会員』の定義が広くなりました。



Q：会員のあり方について、変わることはありますか？

定款をみると、正会員は「教育里親」に限られないようになりましたね。



A：基本的には変わりません  定款の第8条を参照

ただし、所轄庁（東京都）と、正会員の定義について何回も話し合い、こちらとしても勉強していく中で、『正会員』の定義が若干広くなりました。

Q：これまでの正会員は、「教育里親として登録した個人または法人若しくは団体」でしたね？

A：そうですね。これまでは、いわゆる足長さん（里子には自分の名前を明かさない）教育支援の希望者は、教育里親=正会員になれず、賛助会員となって戴いていたのです。

ですから、ご高齢などで文通が疲れるようになると、教育里親としての責任との板ばさみになられて退会される方がおられたのです。そのところを含めて再検討したわけです。

Q：教育里親の立場は、どのように話し合われたのですか？

A：C.P.I.は教育支援活動が柱であり、これまでの実績によって、**持続的な活動を担う人＝教育支援活動を続けて下さる人＝正会員**との主張は認められました。

**ただし、「いろいろな事情で文通ができない方は、＜持続的に活動を担う意思が薄い＞とみなされるのか？」**ということになると、**それは違う**でしょうということが見えてきました。

Q：かなり重要な部分ですね。それでは、「支援受持ちの子どもへの教育支援を行うけれども、教育里子との文通を望まない」という方は、正会員ということになったのですね。

A：そういうことになりました。ですから、教育里親の範囲が広がったと考えて戴いたほうが、分かりやすいと思います。**正会員とは、定款の第7条第1号にある「教育里子」への教育支援を、持続的に担おうとして下さる人**ということになりました。

Q：こちらは教育里子のことは知っているけれど、相手の方は、「教育里親 足長さん」としかわからないということになりますね？

A：そうです。このことに関連して、手紙のやりとりを含めて、教育里子たちとの交流の仕方を、考え直さなければいけないかもしれませんね。

## 里子との交流の仕方を、根本的に見直すときがきているのかもしれない

A：**教育里親活動のあり方を勉強しなおしていくいい機会**とも言えますね。

Q：よくわかりませんが、教育里親活動には、いろいろな形があるのですか？

A：海外の例を見ましても、オランダ型、ニュージーランド型、といろいろあります。

オランダ型では、国と地域だけを知らされます。教育里親はお金を出すけれど、名前も住所も分からないのです。ニュージーランド型は、資金提供者と教育里親は分離されます。

つまり、資金は国・企業・篤志家が提供し、教育里親は「励まし活動」のみを担当します。

Q：両国のどちらも、プライベートな「私の子ども」意識をなくしているように感じますが。

A：それだけに、**海外では、情に流されずに他国の子どもを長年支援している人**ということで、**教育里親は、社会的にすごく尊敬されています**よね。

Q：う～ん、なるほど！！日本でも早くそうなってほしいと思いますねえ。

A：そういう評価は、**私たちが自ら勝ち取っていくもの**だと思いますよ。

C.P.I.でも独自の教育里親制度の蓄積ができていくわけですし、**法人化は、その蓄積が評価されたわけですが、私たちは、さらに勉強しなおすことが大切**だと思いますね。

Q：C.P.I.の『I』を大切に、ということですか？

A：Innovate Japanese People の精神は、私たちが世の中に発している宣言みたいなものですからね。昨日よりも、今日は少しでも学びなおす。これが大切ですよ。

⇒ **次ページのカコミで、オランダの教育里親とのエピソード**

受持ちの教育里子を励まし、あるいは励まされるというところに教育里親制度のいいところがあるのは確かですね。教育里親-教育里子として組むことに、励まし活動としての意義があるわけですから。ただ、**文通を含めて里子たちとの交流を行える人は少ないのが現実**ですから、**交流の仕方を考え直す必要がある**と思っています。具体的には、これから皆様と知恵を出しあっていきたいと考えております。

## 現地協力団体の行う教育開発への協力に、会員が係るとき

それから、SLNECC あるいは PPKIJ からの要請で C.P.I.から協力要員として行って戴く場合を考えてみます。以前、個人的ボランティアでスリランカの実務学校の講師として3ヶ月間、北海道の菅原さんが行かれたときと比べれば、次のように向上していけると考えています。

- a. 住居選定・通訳兼日常生活の補助者をつける（これは、今までと同じ）。
- b. ボランティア保険をつけて危険リスクに備えることができる（外務省が半額を補助）。
- c. 教員養成プロジェクトとして、JICA の「NGO コンサルタント派遣補助金」を申請できるので、派遣専門家の旅費・滞在費の調達が可能となる（2002年からの新しい制度）。
- d. 上記の申請が認められると、派遣専門家の所属会社（研究所）にも、JICA から人材保障費が出るので、派遣専門家が動きやすくなる（2002年からの新しい制度）。
- e. C.P.I.から派遣した専門家の実績が、公的に組織実績および個人実績となって記録される（法人としての報告義務による）。

C.P.I.会員の中には、優れた専門家がおられ、その中には、個人的に夢を持っておられる方もおられます。今後は、そのような人々と、現地の希望を効果的に結びつけるメカニズムを、会の中に早急に作り上げていきたいものです。⇒ 事務局の充実が必要な理由のひとつ

このような活動を全体で見守り、支えていくのも、ODA では目が届かないことに迅速に対応できる国際協力 NGO ならではのことと思いますが、皆様は、どのようにお考えでしょうか？

### スリランカで、オランダからの教育里親たちに会ったとき

何年も前のことだが、スリランカはキャンディのホテルでオランダの観光団に出会った。陽気な彼らは歌い、踊り、日本人の私たちは「アテラレ」ていた。

我慢ならなくなった元気な長坂さん、やおらオランダ人の輪に入って歌うわ踊るわ…。それに勇気づけられ九州男児の三笠さんのしゃれた扇子踊りがはじまり、一気に仲良しに。なんとこの観光団の全員が、オランダの NGO である NOVIV の会員。もっとも NOVIV にはオランダ世帯の 90%以上が参加しているから驚くにはあたらないが。

「日本の皆さんは、観光ですか？」

との質問で、教育里親の交流団だと名乗った。すると、オランダ側の団長が自分の団員に、「我々の中に、教育里親をしている人はいますか？」と尋ねた。

ここでびっくり。半数が手を挙げたではないか。聞けば、途上国の子どもたちの生活を思っの食事をする日を月に何回かつくれば、支援金をつくるのは苦にならないとのこと。

「私の里子がこのあたりにいるんですよ。貧しそうだけど頭よさそうな子を見ると、みんな私の子どもに思えて、すごく優しい気持ちになってしまう。そういう自分が嬉しくて…」

「ほんの少しの節約で、こんなに暖かい気持ちになれるなんて、俺は生きているんだなあって思えるんだよね」いまでも、このふたつの言葉が残って消えない。こういう言葉を異国の人から聞けるから、そして「教育里親仲間」として友人になれるから、

C.P.I.の仕事をやめられない。

(小西)

# 「法人成立」したことを、どのように話したらいいの？

ところで、「特定非営利活動法人」というのは、「行政が特に定めた法律に基づく法人としての非営利活動団体（NPO）」という意味です（通称NPO法人という。⇒ P11～P13で多く出てきます）。NPOとは Non Profit Organization を略したものです。

営利を目的としない活動を主とする法人であり、通常会社との違いは「非営利」にあります。

非営利活動法人促進法という法律で、活動の範囲は次の12の活動に限定されています。

（ただし、非営利活動を阻害しない範囲で収益事業を行うことができます）

- |                                    |                      |
|------------------------------------|----------------------|
| ① 国内の福祉・医療または福祉の増進                 | ② 国内の社会教育の推進         |
| ③ まちづくり                            | ④ 国内の文化・芸術またはスポーツの振興 |
| ⑤ 国内の環境保全                          | ⑥ 国内の災害救援            |
| ⑦ 国内の地域安全                          | ⑧ 人権擁護または平和の推進       |
| ⑨ 国際協力                             | ⑩ 国内の男女共同参画社会の形成促進   |
| ⑪ 国内の子どもの健全育成                      |                      |
| ⑫ 以上の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助 |                      |

これをご覧になればお分かりのように、「特定～法人」といっても、範囲が広いですね？

「C.P.I.はNPO法人」だけでは、何をしている団体か、よくわかりません。

「C.P.I.は、法人格のある国際協力NGO」との定義の方が、理解され易いと考えます。

（ちなみにC.P.I.は、上記のうち⑨と⑫を行う法人として登記を行いました。⑫は、他の国際協力団体とのネットワーク活動を行うということです）

具体的に何を行うのかは、⇒ 定款の第7条「事業」を参照。



## 「法人格ある国際協力NGOになった」と言いましょう

「法人格のある」と言えるようになることが、法人として登記することの目的のひとつでした。その理由を申し上げます。

NGOとは、Non government organizationの略です。

「NGO」という用語は、国際連合憲章第71条で規定されており、「国家を超え、経済的な利益に左右されず、一般市民が自発的に参加し運営する団体」という意味に定義されています。

ただし、国連に登録されている団体を除きますと、**団体に一般市民**

**が参加をしようとするとき、何をもって信用の基準とするかが問題**でした。

現実に、疑惑のある団体も多数あります。援助物資が渡っていない、奨学と称していても管理があいまい、支援金のなかに不相応な事務局費が含まれている、幼稚園を造っても入学園児はお金持ち家庭の子弟ばかり…このような中で、**良い団体を見分ける方法が分かりにくく、一般市民が参加をためらう原因**でした。

C.P.I.は、上記のような誹りを受けないように、現地協力団体とも協力して信用の蓄積に一生懸命に取り組んできました。

肝心なのは、C.P.I.が培ってきた信用を、まだC.P.I.を知らない人々に知らせる機会をつくることです。今回の法人成立は、いい機会と申せましょう。

## 活動のすべては、ルールにもとづいて行う

**C.P.I.がめざしている目的は、単純で不変なことです。**

私たちは、自立した平和で幸せな社会づくりを、三位一体で「究極の目的」としています。  
自立した社会：宗教・政治・性別・民族・地域・家庭経済に影響されず個人が自立できる社会。  
平和な社会：多国の侵略・内紛（民族問題？ 宗教問題？ 個人の野心？）を減らす社会。  
幸せな社会：何をもちて幸せとするか議論が分かれるかもしれませんが、少なくとも、自立と平和を阻害する形での「幸せ」は容認できないでしょう。

**C.P.I.が採用しているのは、ユニークな形の国際協力です。**

私たちは、上記の目的達成をめざして、1987年以来、教育支援および教育開発の分野での国際協力を行い、困窮する民衆をとりまく状況の改善を図ってきました。中心となる活動は1989年に日経新聞で「きわめてユニーク」と評価を受けた『教育里子への支援』活動です。その上で、「子どもたちを育て、その人々とともに社会の状況改善を目指す」との活動のあり方は、今後も変わることはありません。いずれにしても、活動のすべては定款および、毎年の総会で決めるルールにもとづいて進めます。会員すべてが、この「ルールの決定」に参画できるよう、努力したいと考えます。

### 地方自治体との関係を強くし、地域会活動をより楽しむことができる



Q：C.P.I.の特色として、地域会活動は大変ユニークだと思います。

評議員を選出する機関でもあり、地域活動を担うのも地域会なのでから。



A：そのとおりですね。『法人格ある国際協力 NGO の地域機関』として全国の都道府県や市で登録することで、C.P.I.の強みが発揮されると思います。行政側の国際交流協会との合同事業なども考えられるでしょうね。

Q：なるほど。全体のパワーで行っている事業の旗を揚げながら、地域の国際化をすすめられますね。地域会または連絡協議会でしておくべきことは、どんなことでしょうか？

A：下のカコミでまとめておきます。

地域会の正式名称	特定非営利活動法人 C.P.I.教育文化交流推進委員会	〇〇地域会
連絡協議会の場合	特定非営利活動法人 C.P.I.教育文化交流推進委員会	〇〇連絡協議会

それぞれ、通称表記名をつけて登録しておくといいと思います。

1. 登記簿を求められるときがあります。その場合は、本部からお送りします。

2. 地域会（または連絡協議会）規約の名称を変更してください。
3. 世話役会に、次の職務をしてくださる方を決めてください。  
なお、名称も次のように統一をお願いします。  
地域会：世話役代表 副代表 会計 書記 諸連絡物発送責任者 e-mail 担当者  
連 協：議長 副議長 会計 書記 諸連絡物発送責任者 e-mail 担当者
4. 外部からの連絡事務所を決めてください。  
ただし、当然ですが、毎年更新となって可です。
5. 以上の準備が済みましたら、都道府県あるいは市の国際課に登録を相談してください。

## 日本の教育協力 NGO 全体の向かっている流れも、考慮に入れて

ところで、国連が提唱した世界的な運動である EFA（Education For All）をどのように捉えるか、日本の教育協力活動の足並みをどのようにしていくかにつき、教育協力 NGO の集まりのなかで、昨年も多くの議論がされました。いかなる活動も、自分勝手にすればいいというものではありませんので、大切なことです。▶ [下のカコミを参照してください](#)

### 教育協力分野での国際協力を推進するための提言をしています (教育協力 NGO ネットワークから文部科学省への提言書から抜粋)

#### (1) 都市部における初等・中等教育問題

都市部においては、ストリート・チルドレンや孤児など最も困難な状況にある子どもたちに対するアプローチと、スラムに暮らす極貧家庭の子どもへの教育支援が、最もニーズが高いと思われる。ストリート・チルドレンなどの場合には、初等・中等教育だけの支援では不十分であり、家族との和解を推し進めるためのカウンセリング、職業訓練、意思決定スキルなどのライフ・スキル教育、その家族への支援も必要になってくる。スラムにおいても、貧困から抜け出すための支援を複合的に実施する必要もある。

#### (2) 農村部における初等教育問題

農村部においては、人々の優先課題は、食料・医療/保健衛生・収入であるケースが多い。よって、初等・中等教育支援だけを推し進めても、住民の積極的な参加を得られない危険性がある。

これら複雑に入り組む状況にいかに対応して初等・中等教育への支援を推進していくかを考える必要がある。また、東アフリカ諸国など多くの開発途上国では、村落部の小学校は、コミュニティにおける唯一の公的ネットワークである場合が多く、近代知識や村の変革の拠点としての機能を有している。従って、学校のもつ村落開発のコミュニティのセンターとしての役割を強化することも重要である。

## 1. 日本における官庁と NGO の連携のとり方

### 特定の国に対する教育セクター支援事業の計画立案及び実施における協力

NGO は、特定の国において草の根レベルでの活動の経験が豊富であり、当該国における初等教育の現状について既に多くの知識や事業実施におけるノウハウを有している。よって、ODA による教育セクター事業の調査、支援方針の立案、具体的な事業計画の立案において、適切な経験とノウハウを有する NGO の参加が有意義と思われる。更に、事業実施においては、草の根レベルでのきめ細かい活動を行える NGO なしには、教育セクター支援は難しいと思われる。通常の ODA 事業のような、『専門家派遣、機材供与、研修員受入』という枠は、教育セクターの支援内容を鑑みると、現場のニーズには当てはまらないところが多いと思われる。

具体的には、次のことを検討願いたい。

- 特定の国における教育セクター支援の調査団に NGO 枠を設ける。
- 現地で活動する NGO からの情報を十分に活用する。
- 計画立案の過程に NGO の意見を反映する。
- 実際の事業実施は、現地で活動する NGO に委託する。

## 2. 教育セクター支援における具体的な協力可能分野

以下の分野は、NGO が長年実施してきている分野であり、そのノウハウは官民連携の際に大いに役立たせることができると考える。

• 就学前教育（C.P.I.は、直接には支援していないが、スリランカの協力団体の活動を側面支援している）  
NGO では、独自に就学前教育として、デイケアセンター等の運営を行っており、そこで働く人材の育成や運営の実績がある。開発途上国では、農業や物売りなどに従事していることが多い貧困家庭の母親は、幼い子どもの世話を年長の兄弟姉妹に強いることが多く、就学の機会を逃している。それらの子どもに就学のチャンスを与えると共に、幼い子どもに対しては、基本的な行動様式や社会性を身に付け、小学校入学の準備を行う。また、就学前教育を通して、貧困家庭の親に就学の重要性を啓発し、小学校への就学を確実なものとする。

• 公立小中学校教育の補完（C.P.I.は、教育里親制度により、この面の支援を行っている）  
公立小中学校は当該国文部省の直轄となっているため、そのカリキュラム等に NGO が直接係わることは難しいが、教育環境の整備（学校建設等）や教師の再教育への支援、貧困家庭の子どもたちへの教材の支援・学費等補助などは NGO が長年、経験している分野である。

• 補習教育（C.P.I.は、教育里親制度により、この面の支援を行っている）  
公立小学校における教育のレベルに問題がある場合、学校が終わった後に、学校外において補習クラス（日本でいう学童保育のようなもの）を運営し、学習の習慣を身に付けさせ、学力アップをはかり、ひいては小学校でのドロップ・アウトを防ぐ。

- 職業教育（C.P.I.は、教育里親制度などにより、奨学生卒業者に対してこの面の支援を行っている）  
 貧困から自立を求める青年向けに職業教育を実施し、それらを現実的に収入を増加させるための各種活動に生かせるようにする。
- 学校保健教育・学校保健管理（C.P.I.は、2000年の総会でこの方面への教育開発を手がけることを決定）  
 途上国の学校児童支援において持続的係りを以って信頼を得ている NGO と文部科学省との連携により、『NGO からの専門家派遣スキーム』を運用的に活用し、それら関係学校から始めて順次に導入協力を行う。 とくに児童教育にとって、健康維持が基底になければならないにもかかわらず、途上国の学校保健においては、標記両方の欠如あるいは保健教育のみ、が実態である。



「民衆と民衆が手を携えて、民衆のためになる事業をできるように！」  
 と願う人々の意思が、NGO への資金として生きるよう、国の制度改革を！  
 そのためにも C.P.I.をより強い NGO に！

## 法人になると、寄付金品の授受は、し易くなるの？



Q：収入の受取人としての立場で、C.P.I.の利益になることはあるのでしょうか？

A：いまお持ちの財産から寄付を戴いたとき、**贈与税が課せられません。**

これは、大きいことです。いままでの「任意団体」の立場では、多額の寄付金に対する贈与税を常に心配しなければなりません。これからは、きちんと手続きを踏めば心配ありません。**会の活動を認めて多額の寄付をくださる方のご意思を、確かに受領できること**になります。



Q：遺贈の申し出を受けたときも、何も問題ないのですか？

A：**生前贈与と遺贈とは、いまの「NPO 法人」の立場では大きな違い**があります。

生前贈与のときは問題がないのですが、遺贈のときは、「相続税の対象となる財産を不当に減らしにかかった寄付」とみなされます。その場合、寄付して下さる側にとっては、寄付前の相続額で相続税率の計算が行われてしまいますし、C.P.I.にも贈与税もかかる可能性が高くなります。

Q：では、遺贈する側が**いわゆる寄付金控除**をできるのは、どういう場合なのですか？

A：C.P.I.が、さらに『**国税庁認定の特定非営利活動法人**』となる必要 があります。

その認定を受ければ、「寄付者が収入からあるいは遺産から寄付したとき、課税対象額から寄付金をほぼ控除できる」対象の法人となるわけです。

Q：**会員の収入から、会費や教育支援金を寄付金控除**したい場合も、同じですか？

A：現在の法律では、そういうことになります。

Q: どのような手続きで、その長い名前の法人になるのですか？

A: 『国税庁認定の特定非営利活動法人』は、事業年度が2年を経過した NPO 法人（特定非営利活動法人）で、全ての収入の三分の一を超えて会費・寄付で賄われていることが、認定申請の要件です。

政府からの補助金・助成財団からの助成金が三分の二以上のときは申請できません。

Q: では、今の C.P.I.の収入の形なら、2004年4月を越えれば申請できるのですか？

A: そうです。ただし、認定されてからも2年ごとに更新申請の義務があります。

## 事務局の職員の身分が保証されるようになりました

Q: 「NPO 法人」になると、事務局体制が改善されると言われていますが…。

A: NGO 職員というのは、法的な保障が何もなかったわけですよ。

C.P.I.の場合、これまでも源泉徴収事業所として税務署に登録していましたから、それが職員に対する唯一の身分保障だったわけです。

今回すべて法人名で届出をしておしまして、労働保険・健康保険・雇用保険が義務付けられましたから、組織の発展で必要な事務局人材の募集環境という面では、法人化してよかったと思えましたね。

Q: 就労体制が法的に保障されていないと、事務局員の募集がやりにくいですからね。

A: そうですね。ボランティアの皆さんにお願いする仕事の準備のためにも、専門部分の充実のためにも、人がもっと必要です。現実には、専門の事務局員があと2人いてくれれば…という悩みがありますから。

Q: それにしても、事務局の資金が不足 ですね。

A: そのとおりですが、外務省の NGO 支援策でも、近々に NGO への管理費支援が発表されるようですから、期待しています。

そういうことでも、法人は有利になると思います。

## 助成金の取得についての考え方



Q: 外部への助成金申請といった面では、どうでしょう？

非営利活動促進法ができて数年を経過した今、非営利団体を「法人」と「非法人」とで区別していこうとの動きがでていますか？



A: たとえば、民間助成財団や地方自治体からの助成金のなかには、法人でなければ駄目というものがあります。国の補助金については、まだわかりません。

Q: 地域会や連絡協議会の活動で、変化は出るのでしょうか？

A: 都道府県の国際交流協会に、『法人の地域機関』として C.P.I.地域会すべてが登録して戴きたいと思います。登録費のことは、理事会で早急に検討します。

これまでも、地域会の催事（受入れ催事・里子との交流派遣など）で、地方自治体からの助成を受けた実績がありますが、より強い立場になったとお考え戴きたいわけです。

Q: 地域会が、独自の活動を行いやすくなるということでしょうか？

A：そうです。もちろん定款にある「地域会」あるいは「連絡協議会」の立場の中で、ということですが、**地方自治体との協力や助成を受けての独自の活動はやり易くなる**と考えます。

## 政府からの事業委託についての考え方

Q：NPO 法人への政府からの事業委託も増えるのでしょうか。

C.P.I.も、行政からの事業委託を取得する方向で動くのですか？

A：NPO 法人への委託は、主に国内の非営利活動をするところに対して出ています。

**P8の12項目で、「国際協力」以外のNPO法人の狙いは、そこにありそう**ですね。

**国際協力分野でも、相当に専門性が求められる**と思います。

C.P.I.の場合、現地の協力団体とそのネットワークが相手国の民衆に密着している範囲が広いですから、現地の「従たる事務所」として登記した拠点のプロジェクト遂行能力の範囲内で、C.P.I.に企画・プロジェクト監督を委託されることが想定されますね。

**ただし、安易に受託することは、アカウンタビリティ・ジレンマにつながりかねません。**

Q：どういうことですか？

A：求められるのは、良質で安いコストと、受益者への細やかな配慮ですよ。

ところが、委託事業というのは、いわゆるお役所相手の煩雑な仕事でコストを費やすことが多いですし、期間の制約が厳しいですから、現地側の事情との板ばさみとなる可能性が高いわけです。

ストレスとコストの立替えに係る交渉を覚悟しながら求められることを実現しなければなりませんから、ジレンマが生じる可能性が大きいですよ。よほどの大所帯で余裕のあるNGO以外は、倒れてしまいます。

Q：人々の信頼で資金を集め、人々のために仕事をするほうが、長続きするということですね？

A：そう思います。法人になったからといって、**分を考えないで受託をするのは考えもの**です。

## その他、最近のご質問にお答えします

以上、かなりの部分をQ&Aの形で進めてまいりましたが、ご理解いただけましたでしょうか。その他に、本部に届いていますご質問がありますので、この機会にお答えします。

### 事務費などの経費を、会員あたりの会費負担の増加で賄うことは考えません

法人化に伴い官庁に係る事務が増えましたし、人員を増やして事務局を充実したいのはやまやまですが、会費を上げる考えはありません。

### インターンの制度を、整備する必要があります。

現在、C.P.I.が大学院生・博士課程の学生の研究に現地での便宜を図り、研究成果をシェアするインターン制度を設けていますが、さらに、**正規職員としての適性を測りつつインターン給与で国内の仕事をしてもらう制度を、理事会で検討したい**と考えています。

# お知らせ伝言板



C. P. I. **メーリングリストの**  
**管理者が交代**します。

牟田慎一郎さん（理事）

やさしい九州男児。

福岡で留学生による世界音楽祭を  
毎年主催。

地域の人々の創造活動を育てる

『**MUTAS CREATE RESEARCH**』

を造られるなど、行動多彩な人。

**登録のお申し込み先:**

[muta@kurume.ktarn.or.jp](mailto:muta@kurume.ktarn.or.jp)

これまでの管理者・山田康正さん  
に厚く感謝を申し上げます。

次回の C.P.I.Mate No.55 は、  
任意団体としての最後の報告書  
と法人初年度計画書となります。

総会の開催方法を検討中ですの  
で、今回は議案への賛否を文書投  
票でお願いします（**6月中旬**）。

**6月23日**に役員および現評議  
員の皆様を中心にお集まりいた  
だき、議案評議を戴いた後、文書  
投票に基づき採決を行います。  
ご了解をお願い申し上げます。

次々回 C.P.I.Mate No.56 では、

**北海道・茨城のふたつの地域会、ならびに関西連絡協  
議会の活動を特集**したいと思います。

それぞれの事務局の方には、とくに『地域会の再結成』  
を必要としている地域の会員向けに、活動の様子と、  
メッセージを送って下さるようお願いいたします。

# SRI LANKA スタディツアー申込書

日程について

**8月17日(土)ー24日(土)**

スリランカ航空便

お申し込みに従い、里子地域を考えながら詳細をつめていきます。

**申し込み期限** 5月30日までをお願いします。

**ツアー目的** 里子家庭訪問をします。総予算 約 170,000 円。

**事前ガイダンス** お申し込み締め切りのあと、7月に入りましてから行う予定です。  
遠方の方には、文書で日程詳細をお送りします。

下記を、FAX または E-MAIL でお送りください。

FAX 送り先：0422-49-3808

MAIL 送り先：cpi\_mate@muh.biglobe.ne.jp

C.P.I.会員 NO. \_\_\_\_\_

ご氏名（漢字とパスポート表記）

\_\_\_\_\_ (男 女)

ご同行者

ご氏名（漢字とパスポート表記）\_\_\_\_\_ (男 女)

ご氏名（漢字とパスポート表記）\_\_\_\_\_ (男 女)

ご氏名（漢字とパスポート表記）\_\_\_\_\_ (男 女)

ご氏名（漢字とパスポート表記）\_\_\_\_\_ (男 女)

# INDONESIA スタディツアー申込書

日程について

**8月15日(土)ー22日(土)**

キャセイ航空です。

お申し込みに従い、里子地域を考えながら詳細をつめていきます。

**申し込み期限** 5月30日までをお願いします。

**ツアー目的** 里子家庭訪問をします。総予算 約 200,000 円。

**事前ガイダンス** お申し込み締め切りのあと、7月に入りましてから行う予定です。  
遠方の方には、文書で日程詳細をお送りします。

下記を、FAX または E-MAIL でお送りください。

FAX 送り先：0422-49-3808

MAIL 送り先：cpi\_mate@muh.biglobe.ne.jp

C.P.I.会員 NO. \_\_\_\_\_

ご氏名（漢字とパスポート表記） \_\_\_\_\_ (男 女)

ご同行者

ご氏名（漢字とパスポート表記） \_\_\_\_\_ (男 女)

ご氏名（漢字とパスポート表記） \_\_\_\_\_ (男 女)

ご氏名（漢字とパスポート表記） \_\_\_\_\_ (男 女)

ご氏名（漢字とパスポート表記） \_\_\_\_\_ (男 女)